論 文

わが国の中小企業における会計制度の変遷と発展

小川晃司小森清久

I はじめに

会計の歴史は、従来から複式簿記史を中心として展開されており¹⁾、「会計 史は、まず複式簿記という記録・計算手段の生成=発展史として論じられてき た(茂木[64]、2-3ページ)」。その複式簿記が西洋式簿記として、わが国に本 格的に導入され出したのは、幕末から明治維新の始めである(西川[50]、64ペー ジ)。

『帳合之法』や『銀行簿記精法』など西洋式簿記に関する重要な著書が出版された1873 (明治 6) 年は、わが国近代会計制度において重要な年とされており (\mathbb{I} 参照)、当該年を含む近代会計史においては、多くの研究が行われている 2 。しかしながら、中小企業 3 に焦点をあてた近代会計史においては、ほとんど研究がなされていないのが現状である 4 。

そこで、本稿では、わが国の中小企業における会計制度⁵⁾についてわが国近代会計制度の萌芽から、現在において適用されている「中小企業の会計に関する基本要領」までの変遷を整理し、それぞれの時代において制度が設定された目的および意義を考察する。

^{1)『}体系近代会計学VI会計史および会計学史』では、イタリア会計史、オランダ会計史、フランス会計史、ドイツ会計史、イギリス会計史、アメリカ会計史について、いずれもそれぞれの国における複式簿記史から展開している(小倉[8]参照)。

²⁾ 太田 [5]、小倉 [8]、黒澤 [17]~[21]、友岡 [42]、中野 [44]、西川 [46]~[51]などがある。

³⁾ 中小企業の定義は一様ではない。筆者は、本稿において現在中小企業の会計基準として適用されている「中小企業の会計に関する指針」および「中小企業の会計に関する基本要領」にある会社法上の株式会社とし、①金融商品取引法の適用を受ける会社および②会計監査人を設置する会社、を除く株式会社を中小企業と定義する。ただし、当該制度が存在していない時代においては、同趣旨である株式市場に上場していない会社(内容によっては、個人事業者:Ⅲ参照、を含む。)を対象とする。

⁴⁾ 成川/飛田 [45] がある。

⁵⁾ 中小企業は、所有と経営が未分離であり虚偽表示リスクが高く、内部統制が未整備であり 統制リスクの可能性が高いことから適切な記帳が重要とされている(河崎[12]、26-27ページ)。そのため、本稿では、中小企業の会計制度のなかで、特に記帳の側面に重点をおいて検討を行うこととする。

Ⅱ 複式簿記の萌芽(明治時代初期)

ここでは、わが国の近代会計制度が始まったとされる明治時代の初期において、西洋式簿記が企業に導入された経緯を整理するとともに、1873年に出版された『帳合之法』、『商家必用』および『銀行簿記精法』の社会的意義について考察を行う。

1. 複式簿記(西洋式簿記)の導入

開国後のわが国は、欧米先進国から新しい産業技術、経済制度が盛んに移植され、西洋式簿記は、それらに付随して一体となって入って来た(西川[50]、64ページ)。

当時、欧米からは、導入する機械設備、技術制度指導のための専門技師と、 簿記会計を指導するエキスパート(以下「簿記指導員」という。)が同時に招かれ ており、簿記指導員は、自ら事業場において実務を担当しながら当該事業場の 日本人を指導し、または事業場の外において日本人を指導していた(西川[50]、 64ページ)。当時のわが国では、簿記についても機械などと同様に欧米の優れ た技術の一つとして受け入れていたことが窺える。

簿記指導員が事業場において指導した例として、横須賀製鉄所、造幣寮、富岡製糸所などがある 6)。また、事業場の外において日本人を指導していた教本として『銀行簿記精法』 (II. 2(3)参照)が使われていた(西川[50]、65-66ページ)。

これら新たに開始した事業は、過去から行われていた簿記との違いによる問題が生じないため、複式簿記は直ちに定着し、後にはそれが拠点となって更に国内に広まった(西川[50]、64ページ)とされている。したがって、資本力がある大手の企業が多い新規事業者は、従来行われていた帳簿処理からの変更とい

⁶⁾ 横須賀製鉄所(後の横須賀海軍工廠)は、フランス人ベルニーから指導を受け、わが国における伝票会計の始まりとされる材料倉出票を使っていた他、原価要素別計算、月次決算を行っていた。造幣寮は、ポルトガル人プラガによって複式簿記を実施し、三島為嗣がそれを和文にして記帳していた(その後三島為嗣は『造幣簿記之法』を書いている)。富岡製糸所は日本最初の機械製糸工場であるが、フランス人ブリューナの指導により、フランス語と日本語の帳簿を備え、固定資産に対し、減価償却と思われる処理を行っている。(西川 [50]、65-66ページ:西川 [51]、68-71ページ)。

う問題もなく、簿記指導員などの直接的な指導により複式簿記が早期に導入できたと考えられる。

2. 1873(明治6)年

(1)帳合之法

1873 (明治 6) 年 6 月、福澤諭吉は、アメリカのブライアント (H.B.Bryant) とスタラットン (H.D.Stratton) の合著『Bryant & Stratton'S Common School Book-keeping』 (1871) の翻訳本『帳合之法』初編 2 冊を出版している 7)。

『帳合之法』は、当時アメリカの商業学校で使われていた簿記教科書の翻訳である。三代川([63]、458ページ)は、「実学としての様式簿記を日本語により解説したもの」で、その帳簿組織(単一仕訳帳)は、「パチョーリ以来のOld Italian Method」である、としている。

『帳合之法』は、わが国で初めての西洋簿記書の翻訳である⁸⁾が、その巻之一凡例一には、「和漢古今ノ空學者流ガ人ヲ愚ニセシ罪ハ深ト 鱼田此一番ノ願力ニ由テ其罪業ヲ消滅シ農工商三界ノ萬靈ニ開知ノ功徳ヲ施スヲ得ン乎斯ノ如クナラバ余ガ翻譯ノ勞ニ報ヲ得ルモ亦大ナリト云フ可ナキナリ」と書かれていた。福澤は『帳合之法』によって、昔から続く社会の下層とされた農商工者の立場から、学問は決して無縁なものではなく、日常行っていることが学問になりうることを教えようとしていた。

黒澤([18]、132ページ)は、「単なる訳書ではなくて、訳書の形態をかりて、彼が『学問のすすめ』において展開した独自の思想を、具体的かつ積極的に実現しようと試みた作品であり、したがって実質的には独創的な著述である。」として、『帳合之法』が『学問のすすめ』9)の具体的な実践事例であると説明している。さらに黒澤([18]、124-125ページ)は、『帳合之法』について「近代企業家精神を鼓吹するために書かれたもの。」とし、企業家の精神は、「複式簿記によってシンポライズされているものと考えることができる。」と、企業経営にとって、い

⁷⁾ 初編2冊は単式簿記の内容であるが、翌1874年6月に2編2冊が複式簿記の内容で出版されている。

⁸⁾ 英語の「Book-keeping」の紹介も福澤がもっとも早いとされている(西川[51]、4ページ)。

^{9) 「『}学問のすすめ』は、『西洋事情』が西洋に事情を紹介するために書かれた単純な啓蒙書であるのとは異なり、福澤みずからの思想と主張を開陳した書物である(黒澤 [18]、128ページ)。

かに複式簿記が重要であるかを指摘している。

『帳合之法』は、当時の小学校、中学校および師範学校等において教科書として活用されており¹⁰⁾、実務における簿記そのものが学問であることを教育すると同時に、企業経営にとって不可欠なものであることを社会に周知したという意味において極めて重要な著書である¹¹⁾。

(2)商家必用

『帳合之法』が出版されてから 4 ヶ月後の1873年10月、加藤斌は、イギリスのイングリス(W.Inglis)による簿記書『Book-Keeping by Single and Double Entry』の翻訳本 12 『商家必用』初編 2 冊を出版している 13 。

『商家必用』は、貴重とされる 14)原書をほぼ全訳した「英吉利簿記書の我國最初の翻譯本である(西川[46]、104ページ)」。『商家必用』について、三代川([63]、458ページ)は、「ドイツ・フランスの影響を受けた複合仕訳帳制(英国)であった。」と説明している 15 。

『商家必用』の書巻頭には3人の漢文の序文が記され、「記簿」という用語がわが国で初めて用いられている(西川「51」、39ページ)。序文の一人目は、越前福

¹⁰⁾ わが国は1872年8月、近代的国民教育制度「学制」を頒布し、小学校、中学校、師範学校 等の教科目に「記簿法」が加えられ、『帳合之法』および『商家必用』が教科書として活 用された(西川 [50]、69ページ)。

¹¹⁾ 黒澤([18]、125ページ)は、「会計制度100周年記念講演会」『會計』のなかで、シャンドの『銀行簿記精法』と福沢の『帳合之法』とは、わが国の制度会計百年の歩みの出発点における双璧としてかかげられなければならない。」と説明している。

¹²⁾ わが国で著者として紹介されているチャンブルは、出版業で有名なエジンバラのチェンバース兄弟(William & Robert Chambers)のことを指し、原書である『Book-Keeping by Single and Double Entry』は、そこで出版している教育業書(Chambers's Educational Course)シリーズ(読方・地理・歴史・数学など全科目、百数十部ある)の一部を構成していたため、当時から著者がチャンブル氏であると紹介される場合が多かった(西川 [51]、36-37ページ)。

¹³⁾ 初編2冊は単認 (Single Entry) の内容であるが、1877年4月に2編2冊が複認 (Double Entry) の内容で出版されている。

¹⁴⁾ 原書は、19世紀後半から20世紀初頭の英国簿記慣行を示す資料として貴重とされ、特に英国式貸借対照表(借方-負債・資本、貸方-資産)の早い文献としても重要である(西川[51]、37-39ページ)。F.Hayne Carter(エジンバラの勅許会計士)は、その著『Practical Book-keeping to Commercial and Judicial Accounting』の中で、原書について「最も簡潔かつ完全な参考書」と推称している(西川「50」、36-37ページ)。

¹⁵⁾ 西川([51]、40ページ)は、加藤内蔵助(加藤斌の令嗣)の直話として、加藤斌は、若年から橋本左内の薫陶を受け、深く開国進取の精神に感化されて、書物を通じ西洋の新事実を知り、わが国益を計ろうと志を固めたうえで私費を投じて『商家必用』を出版した、と紹介している。

井藩主松平慶永(号は春嶽;以下「春嶽」という。)であり、橋本左内などの人材を重用した大名である。春嶽は、叙として「一タビコレ(『商家必用』:筆者加筆) ヲ世ニ上シナバ、タダニ商家ノ利益足ルノミナラズ、ソモソモ亦国家富強ノ基ナリ。」を記している。「大名直筆の序文は珍しい(西川[51]、39ページ)。」とされ、本書に対して春嶽自身が大きな期待を寄せていたことが窺える¹⁶⁾。

『商家必用』は、『帳合之法』と同様、当時の小学校、中学校および師範学校等において教科書として活用されている 17)。特に師範学校においては『商家必用』を採用している所が多かった(西川 [46]、104ページ)ということからも、『商家必用』の当時における簿記普及に対する貢献度の高さを確認することができる。

(3)銀行簿記精法

1873年12月、紙幣寮書記官スコットランド人シャンド (Alexander Allen Shand) が日本で編集し、5人の官員が翻訳した『銀行簿記精法』 $^{18)}$ 全5冊が刊行されている(西川[50]、60ページ) 19 。

『銀行簿記精法』はわが国で最初の複式簿記書であるとされ、近代的銀行制度 創建のため、大蔵省が編集刊行したものである(西川 [51]、17ページ)。黒澤 ([18]、138ページ)は、「最初に第一国立銀行で実施することを一つの目標として編纂されたものであることは、同書の内容を吟味し、さらに現に第一銀行(現在の第一勧業銀行)の保有する当時の帳簿類とを比較してみるならば、きわめて明瞭なところである。」と指摘している。1872年11月に発布された「国立銀行条例」に基づいて、翌年1873年6月にわが国最初の株式会社として第一国立銀行が創設され、その決算(1873年12月31日)には、『銀行簿記精法』によるわが国最初の決算報告書が作成、公表されている。したがって『銀行簿記精法』は、実務書として採用することを前提とした翻訳されたものであり、簿記の教科書と

¹⁶⁾ 他の二人は、水野行敏(内務小技監)、小田切盛徳(司法大録)である。春嶽を含めた3人はいずれも西洋簿記法を知っており、本書に対し期待するところは大きかった(西川[51]、39ページ)。

¹⁷⁾ 前掲10) 参照。

^{18) 『}銀行簿記精法』は、銀行の業務とその運用のために必要な会計方法、伝票および帳簿組織を詳細に解説したものである(黒澤 [18]、139ページ)。

¹⁹⁾ 官員5人が本書編集に関係したのは間違いないが、『銀行簿記精法』第1巻本文のはじめには、「訳」として海老原済、梅浦清一の2名、「削補校正」として小林雄七郎、宇佐川秀次郎および丹吉人の3名が記載されている。

して出版された前書2冊とはその意味において異なるものである²⁰⁾。

『銀行簿記精法』は、多数の国立銀行において採用されるとともに、保険業や、信託業、その他一般商工業にも普及し、金融面を中心とした当時における日本経済の近代化の一翼を担っていた(黒澤 [18]、135ページ)。『銀行簿記精法』の監修者であった芳川顕正が、その第一巻序文において記載している「天下ノ事会計ヨリ重キハナシ」の始まりからも、明治政府において最も早い公刊書である本書の役割の重大さが感じられる²¹⁾。

(4)わが国近代会計制度の起源とした所以

このような重要な翻訳本が複数出版された1873(明治 6)年について²²⁾、西川 ([50]、60-61ページ)は、「わが国近代会計制度の起源を画する年である。」としたうえで、「わが国近代会計制度の開幕は、アメリカ簿記書の翻訳に始まって、イギリス本が続き、それから英人がわが国で編集した簿記書、更にはポルトガル人から簿記を学んだ日本人が一書を編集するという、世界に例のない多彩なスタートだったのである。」としている。また、黒澤([18]、123ページ)は、『帳合之法』が出版、『銀行簿記精法』が刊行されたことを念頭にして「わが国の企業会計の近代化にとって、明治 6 年すなわち1873年は、決定的に重要な意義をもっている。」とし、片野([10]、74ページ)は、「明治 6 年(1873年)『国立銀行』の簿記会計制度が当時のアメリカの国立銀行条例とイギリスの銀行会計実務とに範をとって創始されたのであった。日本の近代会計の黎明は、こうして、維新経済運営の推進機の役をつとめた銀行会計制度の創設にはじまったのである。」と、いずれも1873年は、わが国の近代会計制度にとって重要な年であることを指摘している。

『帳合之法』、『商家必用』、『銀行簿記精法』は、いずれも単なる簿記書という 位置付けのものではなく、わが国が近代国家を目指すため、必要な西洋の技術 をその精神とともに書に綴り、わが国で初めて発刊されたものである。上述の

²⁰⁾ 中野([44]、5ページ)は、『銀行簿記精法』を「銀行簿記の統一マニュアル」と説明している。

²¹⁾ 前掲11) 参照。また、黒澤 ([18]、143-145ページ) は、『銀行簿記精法』の原案者はアラン・シャンドであって、当時における英米の簿記会計の技術的水準を忠実に日本人に伝達したものであるが、本書の歴史的意義は、明治日本の理想に向かった近代精神の力が背後にあったことであるとしている。この内容は、前2書にも共通するものである。

²²⁾ 紹介した3冊の他、1873年には、三島為嗣が書いた『造幣簿記之法』があるとされている。前掲6)参照。

とおり彼らが1873年をわが国近代会計制度の起源とした所以は、以上のような 点にあるのではないかと、筆者は考える。

Ⅲ 複式簿記の普及と中小企業(明治時代から昭和初期にかけて)

複式簿記は、資本力がある大手の企業が多い新規事業者を中心に普及していった(II. 1参照)。ここでは、中小企業(個人事業者を含む。以下、II~V. 1まで同様とする。)が、複式簿記に対しどのように対応していたのか検討を行う。また、戦前における時代の変化に対応した企業会計制度の変遷についても整理を行い、中小企業の会計制度に対する影響を検討する。

1. 複式簿記(西洋式簿記)と帳合

横須賀製鉄所、造幣寮、富岡製糸所など新たに開始した事業者は、過去から行われていた帳簿処理との違いによる問題が生じることがなかったため、簿記指導員や教本である『銀行簿記精法』によって、複式簿記が直ちに定着し、国内に広く普及していた(II. 1参照)。

他方、一般商家を中心とする従来からの個人事業者は、過去から行われていた帳合(詳細は後述)が暖簾とともに家伝として存在し、西洋式簿記の採用を妨げていた(西川[50]、64ページ)。『帳合之法』や『商家必用』は、一般商家を中心とする従来からの個人事業者に対して西洋式簿記を普及するための商業簿記書であったが、福澤([60]、122ページ)は、「明治6年の頃帳合之法を發行して書物は売れたけれども扨この帳合法を商家の實地に用ひて店の帳面を改革したる者は甚だ少し聊か落胆せざるを得ず。」と、『帳合之法』は学校の教科書にも採用され発行部数は多いが、従来から行ってきた帳合を止め、新たな西洋式簿記を導入している事業者が僅かであったことを記している。

一般商家を中心とする従来からの個人事業者が西洋式簿記を導入しなかった 原因について明らかにはされていないが、次の2点が考えられる。

まず考えられるのは、帳簿における数字の書き方(以下「記数法」という。)である。「記数法は、簿記に重大な関係をもつ(西川[47]、99ページ)。」ものとして、帳簿に携わる事業者などにとって帳簿方式の導入を決める一つの大きな要因となっている。

わが国の従来からの記数法は次のとおりである(西川[47]、100ページ)。

「先ず文字には一、二、三等の外に壱、弐、参等があり、これを書く場合には楷書、行書、草書等の別がある。一位から一桁上る毎に十、百、千、万なる数名詞を用い万から上は四桁毎に次の数名詞を用いる。数名詞十、百、千、万に一、二、三等を冠してその倍数を表すが、十に限って一十とせず、ただ十と書く。然るに百と千とは一百、一千でもただ百千何れでもよい。」

このように当時におけるわが国の記数法は、アラビア数字を記数法とする西洋式簿記とは明らかに異なっていた。さらにわが国では文字や数字を上から下に記載し、右から左に読む右縦書きで表記しているのが当時の一般的な慣習であり、文字や数字を左から右に記載し上から下に読む左横書きである西洋式簿記とは大きく異なっている。したがって、簿記指導員が身近にいなかった個人事業者にとって『帳合之法』や『商家必用』といった教本²³⁾のみでは、仮にその導入の意思があったとしても、制度そのものを理解することが難しかったと考えられる。『帳合之法』の著者である福澤([60]、107ページ)は、「大困難は金高を記すに何百何十何圓何十何錢と日本流に書けば文字長く隨て帳面も多くなりて迚も實用に適せず。」と、わが国の記数法によって西洋式簿記を説明するのが如何に難しいのか記している。

もう一点は、わが国において従来から活用していた「帳合」の存在である。「帳合」とは「和紙でできた長帳や袋帳に取引を墨書きし、そろばんを駆使して集計する多帳簿制収支 (検算) 簿記 (balance bookkeeping with multiple books) (三代川[63]、443ページ)。」である。「帳合」の場合には二人がかりで計算し、一人が帳簿を読み上げて他の一人が算盤をおいたことからこれを一般に「帳合」(帳合わせ)といい、前述した当時におけるわが国の記数法は、ローマ数字と同様に計算には適していなかったが、実際の計算には算盤を用いていたため支障はなかった(西川[47]、100ページ)。

^{23) 『}帳合之法』および『商用必用』は、文章は上から下に記載し右から左に読む右縦書きであり、 その記数法は、日本数字の縦書きを使って書かれていた。『銀行簿記精法』は、文章は上 から下に記載し右から左に読む右縦書きであり、その記数法は、原則日本数字の左横書き (一部および文章中は日本数字の縦書き)を使って書かれていた。

そして、帳合は、算盤上で必要な加減算を行うことで「店卸下調」(試算表)が作成でき²⁴⁾、西洋式簿記の帳簿上において集計する必要がある「勘定口座」と同一の演算機能をすでに有していたとされ、江戸時代にすでに完成している算盤による商家の門外不出の秘技として伝えられてきた簿記技術であった(三代川[63]、475ページ)。そのため、従来からの個人事業者は、伝統的に引き継がれてきた「帳合」をあえて止めてまで、西洋式簿記を導入する必要がなかった。

以上の2点から、わが国の当時における一般商家を中心とする従来からの個人事業者をはじめとする多くの個人事業者は、西洋式簿記を導入しなかった、あるいは出来なかったのではないか、と筆者は考える。

2. 中小企業

(1)法令による法人成り

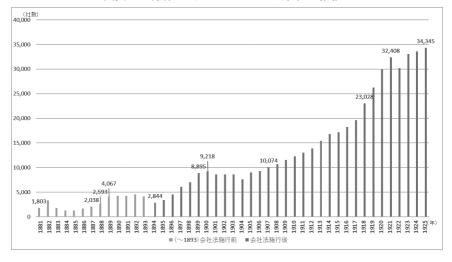
法人成りとは、商工業、農業などを営む小規模な家族事業者が経営実態は個人企業でありながら、法人企業(株式会社など)の組織形態をとることをいう²⁵⁾。

明治時代において、個人事業者に関連する法令の制定や改正によって、法人成りが後押しされているが、最初の影響を与えたのが所得税法である。わが国最初の所得税法は、国会開設に備えて直接国税15円以上の納入者を貴族院議員に選出するため、まだ大日本帝国憲法がない1887年3月に公布され、個人所得には、1.0%~3.0%までの5等級全額累進課税が課されるのに対し、法人は非課税であったことから、個人商店から法人組織への転換を促した一つの要因となった(末永[30]、133ページ)。1899年には所得税法が改正され、法人所得(第一取得税)も2.5%課税されることになったが、年間5,000円以上の所得がある場合は、法人として課税される方が有利であったため、この改正も法人組織への改組を促した(末永[30]、134-135ページ)。これら所得税法の法人成りへの影

²⁴⁾ 三代川([63]、453ページ)は、「そろばん勘定」について次のように説明している。「そろばんは演算中に金額を貯蔵しておき、これにデータを累加して随時取出しのできる簡易な記録機械であるから、正負の分別計算は読上算・見取算いずれにしてもその演算過程でできる。帳簿は正負を明示した正確な原資料であって、人間の読取りに不都合がなければ十分である。演算過程の要件まで帳簿を入れ込み必要はない。和式簿は入金欄と出金欄を洋式簿のように分けることなく、金額の頭に「入」ないし「出」と書くことで加算も減算もこなし、残高を導く。また、その金額欄は筆算のように位(桁合わせ)を整える必要がない。これがまさに『そろばん勘定』である」。

^{25) 『}広辞苑』 第5版 (2.434ページ) より。

響は、**図表 1** にある会社数の推移 (1887-1889年、1899-1900年) から確認することができる。



図表 1 明治から大正にかけての会社数の推移*

*1894年以降は商法 (1890年公布) の一部 (会社法等) が施行後の会社数、それ以前とは統計方法が違い比較出来ないため、それぞれに分けて表記している。

(出所:東京統計協会「40]、85-88ページから筆者作成)

また、わが国最初の商法は1890年に公布され、その一部である会社法、手形および小切手法、破産法からなる商法が1893年7月1日に施行されると、三井は合名会社、三菱は合資会社に移行して、それぞれ法人組織となっている(末永[30]、133ページ)²⁶⁾。

(2)株式会社

わが国最初の株式会社は、1873年6月に創設された第一国立銀行であるが (II.2(3)参照)、株式の売買を行う証券市場は当時まだ存在していなかった。 その翌年1874年10月13日に「株式取引条例 | の布告がなされている。もっとも、

²⁶⁾ 図表1の*に記載があるとおり、商法(1890年公布)の一部施行(会社法等)による法人成りの影響の有無について、統計方法が違うことから確認はできない。しかしながら、司法省への登記数からみた会社数は1893年(商法一部施行)1,530社に対し、その翌年1894年3,298社と倍以上に増えている(吉田[67]、55ページ)ことから、商法一部施行の影響により、法人成りした企業は相当数あったと考えられる。

大蔵省内部に金融業者の実情がわかる者がなく、株式取引所の仲買人を想定していた小野組と島田組が破綻したため、株式取引所の創設には至っていない(資本市場研究会[28]、3ページ)。その4年後の1878年5月4日「株式取引所条例」が布告され、同年5月15日に東京株式取引所が創設された。その創設時点で既に国立銀行(株式会社)だけで96社存在していたが、当初の上場銘柄は旧公債(無利子)、新公債(年4%)、秩禄公債(年8%)の3種だけで、上場株式は0社であった(千田[31]、52ページ)。同年末までに4社株式上場をした 27 ものの翌年以降もなかなか増加せず、1882年9社、1887年34社、1897年117社と決して多いとはいえない状況であった(資本市場研究会 [28]、4ページ)。「明治期に設立された株式会社は、軽工業を中心とした株式会社とは名ばかりの小規模な企業ばかりであった(深見[58]、14ページ)。」とされていることからも、株式会社を含めた会社(皿.2参照)の多くは中小企業であると推察できる。

(3)複式簿記普及の現状

当時の中小企業において、複式簿記は普及していたのであろうか。『日本商事慣例類集』は、その実状を確認できる貴重な資料である²⁸⁾。種々の調査項目のなかで複式簿記に関しては、当該資料の第4条第3節において「歐米各國に用ゆる所の單複の記録法²⁹⁾に倣い簿冊を記することは追々盛んに行はるる景況なるや。」という内容の質問をしている。その質問に対し、表現の違いはあるもののほぼ全ての地域で、国立銀行など一定の株式会社は複式簿記を導入しているが、中小企業には複式簿記は使われていないとの回答を示している³⁰⁾。これは、国立銀行などの株式会社は、簿記指導員や『銀行簿記精法』によって複式簿記の教育を受けたことにより普及したが、他方中小企業は、アラビア数字など

²⁷⁾ 当時株式上場した会社は、第一国立銀行、兜町米商会所、蛎殻町米商会所、東京株式取引 所である。

^{28) 『}日本商事慣例類集』は、第一編が1883年7月、第二編が1884年2月に刊行された調査資料。 徳川末期から、明治初期にかけての商慣習および商業帳簿の実状を、全国各地(東京、京都、大坂などを含む全17地域)において調査を行い、資料として纏めている。

²⁹⁾ 調査の質問では「歐米各國に用ゆる所の單複の記録法」としているため、西洋式簿記の単式も含めていることになるが、実際は、国立銀行などで導入されていると回答している。 そのため、『銀行簿記精法』にある複式簿記を想定して回答していると考えられ、本稿では複式簿記の普及として扱った。

³⁰⁾ 例えば、東京では「現今國立私立各銀行及び諸會社等は、概ね洋式記簿法を専用すと云ども、他の商業者に於いては未だ其法盛に行はるるを聞かず。」と回答している。

への抵抗があったとともに、従来から引き継がれた「帳合」によって日常業務が行われており、特に支障がなかったためと考えられる(Ⅲ. 1参照)。今後において複式簿記が普及するか否かの見通しについては、例えば東京の「必ずや漸次記簿法の世に行はるると至るは、本會が信ずる所なり。」のように期待をする地域と、大阪の「其諸商業の帳簿悉く記簿法に倣いに至るは、前略甚だ遠し。」のように今後も普及は難しいとする地域の回答があった。大阪のように商人が多い地域では、特に帳合による影響が大きく、中小企業に対する複式簿記の普及は見込めなかったと考えられる。

そのような状況のなか、わが国最初の商法は1890年に公布、帳簿の記帳義務が規定された³¹⁾。三代川([63]、462ページ)は、「商人は帳簿をつけなければならないという機運が高まり、簿記テキストが雨後の筍のごとく出版された。その中に次のような帳合の改良型を推奨するものをあらわれた。」として、『商法實施日本帳合法』(三沢為忠 1890年)、『商法活用帳合之法』(磯村音介/斎藤軍八1890年)、『商家案内帳簿改良法 全』(竹村眞次校閱/公野半次郎 1892年)を紹介している。

このように法律の施行や改正の影響を受けて、法人組織へ移行する個人事業者が増えていくなか、従来からの「帳合」も改良型が現れ、国立銀行など新規事業者を中心とした大企業は複式簿記(西洋式簿記)を、中小企業は、従前の「帳合」や改良型の「帳合」により、それぞれの状況に応じて会計処理が行われていた。

(4)中小企業簿記運動

明治以降においてわが国の経済は、日清戦争や日露戦争による景気の影響を受けてきたが、第一次世界大戦(1914年から1918年)後の昭和初期、特に1930年は「未曾有の不景気に見舞われた(太田[5]、96ページ)」。

中小企業もこの不況により打撃が大きかったが、商工省は経営が厳しい中小企業の対策として委員会を設けて研究を行い、中小企業の経営不振に関して帳簿整理の不完全なことが原因の一つであることを挙げた(太田[5]、114ペー

^{31) 1890}年商法は、商業帳簿に関する規定が第31条以下41条までの11箇条あった。 坂本([24]、398-412ページ) は、第31条はロスラエル草案の32条をそのまま採用した会計包括概念である、と指摘している。

ジ)。商工業の臨時産業局に設置された財務管理委員会³²⁾ は、その原因とされた中小企業における簿記を問題として取り上げ、日本商工会議所では、中小企業が行うべく簿記の様式について学者などに対し懸賞論文を募集している(太田[5]、114ページ)³³⁾。

その懸賞論文募集の案内文において「中小企業に於て商業帳簿及會計制度の不完全なること、甚しきは會計帳簿を全く有せざるものすら存在すること(日本商工会議所[55]、155ページ)」との記載があることから、昭和初期においても、中小企業には複式簿記の普及がされていないことはもとより、帳簿自体を有していない企業も存していたということになる。また、当時の小売商に対して実態調査を行ったとされており、「どんな帳簿を用いているか。」とするアンケートに対して、「正規の簿記を用いていると思われたものは2、3割であった(太田(「5]、115ページ)。」としている34)。

その後も中小企業に対して簿記を普及させようとする運動は続く³⁵⁾ものの、社会一般の要求がないため振るわず、青色申告制度が創設されたときほど有力なものではなかった(太田[5]117ページ)。明治時代に導入された複式簿記は、中小企業には昭和の初期まで普及せず、田中([34]、251ページ)は「帳合法は、第二次世界大戦後に青色申告制度が導入されるまで命脈を保ち、『中小企業簿記要領』にまで影響を与える結果となったものと考えられる。」と指摘している³⁶⁾。

3. 戦前における企業会計制度の変遷

複式簿記の萌芽は1873年に始まったが、制度会計³⁷⁾ の発展は、明治大正時

³²⁾ 財務管理委員会は、景気の不況対策を行なうため設けられた臨時産業合理局の委員会の一つであり、他には、生産管理委員会、販売管理委員会、消費経済管理委員会などがあった(太田[5]、96-97ページ)。

³³⁾ 主催が日本商工会議所、後援及び募集論文の審査が商工省臨時産業合理局であったことから、国を挙げての施策ということになる(日本商工会議所「55」、155-156ページ)。

³⁴⁾ 正規の簿記について、1968年に出版された文献であることおよび対象が中小企業の小売業であることから、所得税法における「正規の簿記の原則」の用語を想定していると考えられる。

³⁵⁾ 東京都においては講習会の開催、東京都の後援で研究座談会の開催および中小企業簿記普及会や指導員養成所によって普及運動がされていた(太田「5]、116-117ページ)。

³⁶⁾ 小倉([8]、264ページ) も「在来の帳合法は根強く生き残り、戦後の青色申告制度普及の頃まで存続した。」としている。

³⁷⁾ 黒澤([17]、107ページ)は、この場合の「制度」の概念は、法律上の制度、会計慣行上の制度を意味し、常識的に用いられているものにとどまる、と説明している。

代はみるべくものがなく、昭和初期の1930(昭和5)年、財務管理委員会によって作成、公表された「標準貸借対照表(未定稿)」がその発端である(黒澤[17]、106)、とされている。財務管理委員会は、翌年1931年1月に「標準財産目録(未定稿)」、2月に「『未払込株金』を貸借対照表の借方に掲載せざる理由」、6月に「固定資産減価償却準則(未定稿)」、8月に「標準損益計算書(未定稿)」、1932年7月に「資産評価準則(未定稿)」、1933年8月に「原価計算基本準則(未定稿)」を順次公表した(以下「標準財務諸表草案」という)。

標準財務諸表草案には、貸借対照表や損益計算書だけでなく、固定資産減価 償却準則や資産評価準則が含まれていることから、黒澤([17]、108ページ)は、 「この部分は会計原則の基本的な構成要素たるべきであった。」として当該案を 評価している³⁸⁾。

その後、財務管理委員会は、1934年8月、標準財務諸表草案のうち、「標準貸借対照表(未定稿)」、「標準損益計算書(未定稿)」、「財産目録(未定稿)」を整理統合し、確定稿として「財務諸表準則」を公表した(河野[13]、63ページ)。明治の時代に「簿記指導員」ないしは「銀行簿記精法」によって複式簿記を導入した銀行などの事業者は、各業法において雛形等が定められ標準化していたが、昭和の時代になっても他の事業者は、財務諸表の様式について標準化していなかった。「財務諸表準則」の序章では、当時の銀行、保険などの会社は、決算時に作成する貸借対照表、財産目録、損益計算書(以下「財務諸表」という。)について標準化されているが、他の会社の財務諸表は標準化されていないため、その内容が正しいのか把握できないと記していた。黒澤([17]、108ページ)は、「この財務諸表準則が、戦後の『企業会計原則』の母体になったのである。」と、財務諸表準則の重要性を指摘している39)。また、財務管理委員会から「資産評価準則(未定稿)」が1938年3月40「製造原価計算準則」として、それぞれ公表された。「製造原価

³⁸⁾ 黒澤([17]、108ページ) は、「財務諸表と会計原則との関係が明らかにされないまま、平面的に羅列されていた」とも指摘している。

³⁹⁾ 黒澤([17]、109ページ) は、「『財務諸表準則』が、きわめて会計技術的であって、何ら 社会的目標をもたないところの標準手続の説明書にすぎなかったことは明らかである。」 とも指摘している。

^{40) 1937 (}昭和12) 年公表とされている著書が多いが、「製造原価計算準則」は、1937年11月 に審議決定し、翌年1938年3月公表されている(黒澤 [15]、85ページ)。

計算準則 | 公表当時すでに1937年から日中戦争は始まっているが、戦時色はな く、当該準則にはその影響は見当たらない。しかしながら、1938年4月国家総 動員法が公布、翌1939年に軍需品工場事業場検査令が施行される状況のなかで 戦時色がはっきり打ち出され、陸軍では「陸軍軍需品工場事業場原価計算要綱 | (1939年10月)(以下「要綱 | という。)、海軍では「海軍軍需品工場事業場原価計 算準則 | (1940年1月) (以下「準則 | という。) が新たに制定された(諸井 [65]、 1-2ページ)。さらに太平洋戦争開戦の直後である1941年12月15日、企画院⁴¹⁾ から「企画院製造工業貸借対照表進則草案」、「製造工業財産目録進則草案」、 「製造工業損益計算準則草案 | が公表されている (中川 [43]、52-53ページ)。そ の後、1942年4月、陸軍の「要綱 |および海軍の「準則 |を企画院において統一し た「製造工業原価計算要綱」が制定され、1944年5月16日、戦争末期において簡 素化を目的とした「製造工業原価計算要綱」が改正されている(諸井[65]、2ペー ジ)。当時の状況について黒澤(「19」、83ページ)は、「わが国の戦時経済体制下 における大規模な原価計算運動が展開されることになるのである。」と説明して いる。ただし、戦前における企業会計制度の変遷は、上場企業など(複式簿記 を前提としていた)大企業を対象に制定されたものであり、それ以外の(複式簿 記が普及していない)中小企業には、影響がなかったと考えられる。

Ⅳ 戦後直後における中小企業の会計制度

第二次世界大戦後において、経済復興を目指すわが国は、企業の会計制度についても大きな見直しを行った。ここでは、1949年7月公表の「企業会計原則」、「財務諸表準則」、わが国で初めて中小企業の会計を対象とした1950年4月公表の「中小企業簿記要領」および1953年10月公表の「中小会社経営簿記要領」について、それぞれを作成した目的および意義について考察を行う。

1. 企業会計原則、財務諸表準則

第二次世界大戦後において、わが国の財政は逼迫し、一刻でも早く経済を再

⁴¹⁾ 戦時統制経済を推進するため、戦時経済の企画と推進にあたった内閣直属の総合国策企画 機関であり、1937年10月25日、国策全般の調査企画を主任務とする企画庁と、資源調査や 戦時総動員の研究を行っていた内閣資源局とを統合して設置された(原[56]、28-29ページ)。

建する必要があった。しかしながら、わが国の企業会計制度は、欧米に比較して改善の余地が多く、甚だしく不統一であり、企業の財政状態並びに経営成績を正確に把握することが困難な実情にあった(経済安定本部[22]、4ページ)。そこで、経済安定本部企業会計制度対策調査会(以下「調査会」という。)⁴²⁾は、外資の導入、企業の合理化、課税の公正化、証券投資の民主化、産業金融の適正化などの課題を合理的に解決することを目的とする(経済安定本部[22]、4)「企業会計原則」および「財務諸表準則」を、1949年7月9日「企業会計制度対策調査会中間報告」(以下「中間報告」という。)として公表した⁴³⁾。

「企業会計原則」は、「第1 一般原則」、「第2 損益計算書原則」、「第3 貸借対照表原則」、「財務諸表準則」は、「第1章 損益計算書準則」、「第2章 剰余金計算書及び剰余金処分計算書準則」、「第3章 貸借対照表準則」によって構成されている。また、「財務諸表準則」には、財務諸表の雛形を「AI 損益計算書(商業)」、「AII 損益計算書(工業)および製造原価報告書」、「AII 剰余金計算書」、「AV 貸借対照表」の5種類掲載している。

「財務諸表準則」においては、すでに財務管理委員会などから財務諸表の標準様式等が公表されていた。しかしながら、当時経済安定本部財政金融局長の内田([3]、5ページ)の「『統一』ないし『標準』の理想達成からはるかに遠く、今日かえって事態を複雑にしている感がある。」との指摘、および中間報告の目的にある「甚しく不統一である」という文言から、当時の財務諸表の様式は、不統一で改善の必要があったため「企業会計原則」とともに公表されたことが確認できる。

「企業会計原則」は、わが国企業の健全な進歩発展のため、社会全体の利益のために設定され、その意義は、証券取引法および公認会計士法と三位一体の関係に置かれることとされている(内田[3]、6ページ)。「企業會計原則は公認

⁴²⁾ 経済安定本部は、アメリカ合衆国の経済安定局 (Office of Economic Stabilization, 戦時経済統制強化のため経済政策に関する各省の意見を調整し、かつその政策の実施を推進する機関として1942年10月設置された)の機構と機能を念頭において構想され、1946年8月12日発足した(高橋/大森[32]、398ページ)。調査会は、上野道輔らによって企業会計基準法に基づく企業基準委員会設立のため、経済安定本部内に1948年7月8日設置された。

^{43) 1944}年改正の「製造工業原価計算改正要綱」(以下「改正要綱」という。) は戦後見直しが 行われ、1948年3月2日、総理庁令第14号「原価計算規則」が発令、別冊として物価庁「製 造工業原価計算要綱 |が改正要綱と殆ど変わらない内容で公布された(諸井「66」、2ページ)。

會計士制度と接合してのみ、眞の意味を實現するものである(黒澤[16]、8ページ)」としていることからも、「企業会計原則」は、証券取引法に根拠法を置いた公認会計士監査を必要とする大企業を対象として制定されたものであり、中小企業はそもそも対象として想定していなかったと考えられる。

2. 中小企業簿記要領

1950年4月1日、納税者が自ら帳簿を記載した正確な所得に基づいた納税額を計算することを規定した青色申告制度が創設された。青色申告制度では、所得税法施行細則第10条において「正規の簿記の原則」が規定され、納税者は帳簿を正確に記載し、貸借対照表および損益計算書を作成することが義務付けられた。

調査会の第2部会は、「企業会計原則」の啓蒙および普及活動ならびに青色申告制度の基礎となる標準簿記の作成および普及を担っていた(黒澤[21]、80ページ)。また、大企業のように完備した会計システムをもたない中小企業に対する簿記システムを公表する必要があり、課税当局側から青色申告制度普及の要望もあったことから(黒澤[20]、78ページ)、経済安定本部は、青色申告制度創設の約3ヶ月前に「中小企業簿記要領」を作成し、1949年12月24日に公表している。

この「中小企業簿記要領」は、青色申告制度実施に伴う国税庁の認める帳簿組織となり、中小企業庁をはじめとする記帳の指導的機関の中心的テキストとなっていった(三代川 [62]、25ページ)。「中小企業簿記要領」は、序章「1.中小企業簿記要領の目的」において「この要領は、法人以外の中小商工業者のよるべき簿記の一般的基準を示すもの」440として、目的を次のように記載している(経済安定本部・企業会計基準審議会[23]、126ページ)。

- 「1. 正確なる所得を自ら計算し課稅の合理化に資すること
 - 2. 融資に際し事業経理の内容を明らかにすることによって中小企業金融の円滑化に資すること

⁴⁴⁾ 法人以外としたのは、法人税法施行細則第12条では、「複式簿記の原則」と規定しているため、一般原則の1において「正規の簿記の原則」としている中小企業簿記要領は、その整合性をとったと考えられる(本文次ページ参照)。

3. 事業の財政状態及び経営成績を自ら知り、経理計数を通じて事業経営の合理化を可能ならしめること |

「中小企業簿記要領」の設定目的は、課税の合理化、中小企業金融の円滑化、 事業経営の合理化など「企業会計原則」の目的とほぼ共通している。河崎([12]、 29ページ)は、「当時の大企業と中小企業の双方にとって、わが国経済の再建に おける重要な課題であったことが理解できる。」としている。

また、「2. 中小企業簿記が従わなければならぬ一般原則」として、次の7原則を挙げている(経済安定本部・企業会計基準審議会[23]、125ページ;河崎[12]、29-30ページ)。

- 「1. 簿記は、事業の資産、負債及び資本の増減に関するすべての取引につき、 正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成するものでなければな らない。(正規の簿記の原則)
 - 2. 簿記は、事業の財政状態及び経営成績に関して真実な報告を提供するものでなければならない。(真実性の原則)
 - 3. 簿記は、財務諸表により、利害関係人に対して必要な会計事実を明瞭に表示し、事業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。(明瞭性の原則)
 - 4. 簿記は、事業に関する取引を明瞭に記録するものとし、家計と区別して 整理しなければならない。(事業会計・家計区分の原則)
 - 5. 簿記は、一たん定めた会計処理の方法を継続し、みだりに変更してはならない。(継続性の原則)
 - 6. 仕入、賣上等重要なる費用及び収益は、その支出及び収入にもとずいて 計上し、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなけれ ばならない(収支的評価の原則・発生主義の原則)
 - 7. 簿記は、前各号の要請をみたす限り、会計処理の方法及び帳簿組織をできるだけ簡單平易ならしめ、記帳の能率化、記帳負担の軽減をはからなければならない。(記帳の能率化・負担軽減の原則)」

1. に正規の簿記の原則を掲げている。この点について河崎([12]、30ページ)は、「『簿記要領』で有ることによるものであり、真実性の原則をはじめとする他の一般原則は、正確な会計帳簿を作成するための一般原則として位置付けられている。」と説明している。また、三代川([62]、28ページ)は、「正規の簿記の原則に則した簿記として中小企業に提案された『収支総括表』は明らかに江戸の帳合である『多重簿二重仕訳』を踏襲したもの。」と指摘している。「中小企業語、要領」は、複式簿記に代わる方式として「帳合」を踏襲しているとされることから、依然として複式簿記は中小企業に導入されていないことが窺える。

河崎([12]、25ページ)は、「中小企業会計の近代化の歴史は、1949年に経済安定本部企業会計制度対策調査会(現:企業会計審議会)が公表した『中小企業簿記要領』に遡ることができる。」と説明している。「中小企業簿記要領」は、わが国で初めて中小企業に焦点をあてた会計帳簿の実践書であるとともに中小企業会計の基準書としてその意義は大きい、と筆者は考える。

3. 中小会社経営簿記要領45)

1948年8月に設置された中小企業庁は、わが国の会社の大半は中小会社であり⁴⁶⁾、その中小会社を対象とした簿記書がなかった⁴⁷⁾ことから、1953年10月、中小法人企業向けに「中小会社経営簿記要領」を公表した。

「中小会社経営簿記要領」は、目的について次のとおり記載している(中小企業庁[35]、526ページ)。

「この要領は、中小企業のうち、会社経営のものを対象として、これに適し た経理制度の確立を資するために作成されたものである。中小会社は、これに

⁴⁵⁾ 中小企業庁は「中小会社経営簿記要領」の帳簿を活用し、経営合理化に資するため、1956年に「中小企業の財務管理要領」、1958年に「中小企業の原価計算要領」を公表している。

^{46) 1949}年の会社総数は177,479社、1952年の会社総数は260,467社と大きく増加している。また、1952年当時の会社総数(260,467社)における資本金額の内訳は次のとおりである(藤巻[61]、235-237ページ)。資本金20万円以下=76,583社(29.4%;会社総数に対する割合、以下同じ)、同20万円超-50万円以下=95,093社(36.5)、同50万円超-100万円以下=53,026社(20.4)、同100万円超-200万円以下=18,681社(7.2)、同200万円超-500万円以下=11,531社(4.4)、同500万円超-1,000万円以下=3,056社(1.2)、同1,000万円超-5,000万円以下=1,726社(0.7)、同5,000万円超1億円以下=346社(0.1)、同1億円超=388社(0.1)。

⁴⁷⁾ 藤巻([61]、はしがき)は、「今日まで世に出た簿記書は、個人向けか大会社向けが殆どであつて、その中間の中小会社に適するものがなかった。」と説明している。

よって経理業務を充実し、経営の改善、合理化や資金の借入に必要な体制を整備し得ると共に、申告納税にも利用できるものであり、併せて又、中小会社経理指導者の指導要領にもなるものである。」

上記のとおり、「中小会社経営簿記要領」の経理業務の充実、経営の改善、合理化、資金の借入の体制整備といった目的は、「企業会計原則」や「中小企業簿記要領」とほぼ同様であると考えられる。「中小会社経営簿記要領」は、「一般に公正妥当と認められる企業会計原則に準拠し、且つ法人税法施行規則の記載要件にあてはまる複式簿記であることを特徴としている(中小企業庁 [35]、526ページ)。」ことから、「中小企業簿記要領」とは異なり、「正規の簿記の原則」を含む一般原則は定めず⁴⁸⁾、青色申告制度創設によって規定された法人税法施行細則第12条「複式簿記の原則」を前提として作成されている。また、「中小会社経営簿記要領」には、「第7章 中小会社の税務」と題して、法人税法の説明もあり、税法を強く意識した内容となっている。

したがって、当時の中小会社において、青色申告制度の要件であった複式簿 記が導入されていない状況にあったため、中小企業庁は「中小会社経営簿記要 領」の啓蒙によって、当該制度の普及促進を図ったものだと考えられる。

Ⅴ 現代における中小企業の会計制度

ここでは、「中小企業簿記要領」および「中小会社経営簿記要領」が公表されてからの中小企業会計の動向について検討し、2005年8月公表「中小企業の会計に関する指針」および2012年2月公表「中小企業の会計に関する基本要領」について、それぞれの公表までの経緯、目的および意義について考察する。

1. 中小企業簿記要領および中小会社経営簿記要領公表後と確定決算主義 公表された「中小企業簿記要領」は、調査会の委員を中心としてその普及活動

⁴⁸⁾ 他に「中小会社経営簿記要領」の特徴として「中小会社は一般に個人的色彩が濃く、会社の一二の役員が事実上その会社を支配しているという傾向が強く、また会社の構成員も少いので経理担当者も少人数に限られ、且つ専門的な経理知識が不足しているのが普通である。」と中小会社の属性を説明している(中小企業庁 [35]、526ページ)。

が活発に行われ 49 、「中小会社経営簿記要領」は、普及に向けた解説本が出版されている 50 。

大企業を対象とした「企業会計原則」は、時代の変化などに対応するため数次にわたる改正および連則意見書の公表が行われていたが、中小企業を対象とした「中小会計簿記要領」および「中小会社経営簿記要領」は、ほとんど改訂されず⁵¹⁾、関心が向けられていない。その理由について、坂本([24]、520ページ)は、「根拠法が証券取引法に置かれていた企業会計原則と異なり、両要領はその法的根拠がなかったこと等もあって、わが国の中小企業における簿記・会計規範としての位置付けを獲得することはなかった。」と指摘している。その指摘のとおり、戦後に公表された「中小企業簿記要領」および「中小会社経営簿記要領」は、中小企業の簿記、会計規範として普及することはなかった。

その後、中小企業の会計を示すものは公表されなかったが、当時における中小企業の会計実務は、確定決算主義を採用している法人税法の規定に基づいて行われ、中小企業に定着している。確定決算主義とは、商法上の確定した決算を課税所得計算の基礎としたうえで、税法上の調整を行い、法人税の基礎となる課税所得を計算することをいう52)。後に中小企業庁長官(2014-2015)となった北川([14]、14ページ)は、「中小企業の会計実務は、具体的で詳細な計算方法が税法体系以外に見当たらなかったこと、損金経理要件等により会計処理を一定程度規定してきたことから、あらかじめ税法を想定した会計処理によって計算書類の作成を行っているのが実態である。」として、中小企業は、法人税法の規定によって会計実務を行っていることを明らかにしている。河崎([12]、11ページ)は、「中小企業を規制する制度会計は、会社法会計と税務会計であり、両者を結びつけているのが確定決算主義である。確定決算主義は、中小企業会計の基本となるものであり、わが国の文化的制度としての意義を有している。」として、中小企業の会計における確定決算主義はわが国の文化的制度である、として、中小企業の会計における確定決算主義はわが国の文化的制度である、

⁴⁹⁾ 普及のために地方公演会は次の講師が担当して各地域で行われ、非常に盛会であったとされている(会計余録[9]、128ページ)。東京地方(上野委員)、関東各県(中西委員)、大阪地方(太田委員)、近畿各県(黒澤委員)、名古屋地方(黒澤委員)、金沢地方(岩田委員)、四国地方(鍋島委員)、九州地方(小高委員)、東北北海道地方(番場委員)。

⁵⁰⁾ 藤巻([61]) について、中小企業庁長官(当時)の岡田秀男は、本書の「序」にて推薦している。

^{51)「}中小会社経営簿記要領 | は1975年に改訂されている。

⁵²⁾ 確定決算主義の詳細は、拙稿 (小川/小森「7]) を参照されたい。

と説明している。

このように確定決算主義を前提とした法人税法の規定に基づいて中小企業の会計実務は行われていたが、中小企業の会計そのもののルールに関しては、2002年まで議論されることはなかった。

2. 中小企業の会計に関する研究会報告書(2002年)の公表

(1)時代背景

「中小企業簿記要領」および「中小会社経営簿記要領」の公表(改正を含む。)から中小企業の会計実務は、確定決算主義を前提とした法人税法の規定に基づいて行われ、中小企業の会計そのもののルールに関しては、課題として議論されることはなかったが、2002年3月、中小企業庁において「中小企業の会計に関する研究会」(以下「研究会」という。)が発足し、「わが国で最初の中小企業の会計に関する公式の審議(飯塚[1]、321ページ)」⁵³⁾が行われるようになった。研究会が発足した時代背景には次の4点があるとされている(中小企業の会計に関する研究会[36]、4-28ページ:武田[33]、3-36ページ:河崎[12]、15-16ページ)。

①経済構造の変化

中小企業の下請取引からの脱却と取引関係の拡大等の「取引構造の変化」への対応として「取引リスク」の評価が需要な課題となった。また、土地担保と経営者保証を重視した間接金融から、中小企業の業績評価を重視した間接金融への移行である「資金調達形態の変化」への対応が必要となった。そのため、計算書類の信頼性がより重要となった。

②情報開示手段の変化

株式会社の計算書類開示については、会社法創設によって「インターネットによる開示」(電磁的方法による開示)が可能となる。中小企業の開示情報(計算書類)についても、その作成基準を明確にする必要性がある。

③会計基準の増大による過重負担

 $IFRS^{54)}$ の導入問題を背景として、わが国では、1990年代末葉から2000年

⁵³⁾ 飯塚([1]、321ページ) は、「この事実は、日本の会計史に残る画期的な出来事として記録されることであろう。」と高く評価している。

⁵⁴⁾ 国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards) の略。国際会計基準審議会 (IASB) によって設定された会計基準である。

代初頭にかけて相当数の新たな会計基準が導入された結果、会計基準が量的に拡大し、質的に複雑化することになった。しかし、これらの新たな会計基準は、主として「大企業(公開企業)向け会計基準」であり、中小企業にとっては、会計基準の過重負担(standards overload)の問題を起こしている。

④争訟問題に対する立証責任の限界画定

企業活動のグローバル化や会計基準の複雑化、多様化によって、わが国も 欧米社会のように、会計情報(計算書類)をめぐる争訟問題の増加が予想さ れる。係争事件に対応する会計専門職の責任限界を画定する手段が必要と なった。

以上のような社会的、経済的理由から、中小企業の会計について審議する必要が生じ、研究会が発足された。

(2)中小企業の会計に関する研究会報告書の特徴

中小企業庁は、4ヶ月間計7回にわたる研究会の成果として2002年6月21日に「中小企業の研修会に関する研究会報告書」(以下「研究会報告書(2002)」という。)を公表した。報告書の全般にわたる特徴的な部分として次の点がある(武田[33]、4ページ)。

①報告書の「外形的枠組み |の特徴

- ・わが国で初めて中小企業独自の会計基準として設けられたこと
- ・基準書の重要な柱として「記帳 | に係る規定が設けられたこと
- ・基準の内容として、確定決算主義により作成した計算書類がそのまま商 法上の計算書類として、また、税務申告用の計算書類として利用される こと

②報告書の「内形的枠組み |の特徴

- ・目的として中小企業が商法上の計算書類を作成するに際して準拠することが望ましい会計のあり方として示したこと
- ・対象会社を中小企業(資本金1億円以下の株式会社)とし、株式公開会 社などは除外としていること

③「判断の枠組み |の内容

・計算書類の利用者を債権者(金融機関)、取引先を中心に考えていること

- ・経営者にとって理解しやすい基準であること
- ・中小企業にとって負担にならない基準であること
- ・現行の確定決算主義を前提とした実務に配慮していること
- ・会計処理法の選択について、選択の幅を設け、現行の慣行をできるだけ 尊重するような基準としたこと

当研究会はさまざまな立場の委員 $^{55)}$ から構成され、当研究会の会議は相当紛糾したとされている $^{56)}$ 。その状況の下で4ヶ月間という短い期間において上記のような中小企業の属性に照らした報告書は、中小企業庁のメンバーをはじめ、委員の中に中小企業会計基準の必要性を痛切に感じていたからこそ纏まったものである、と筆者は考える。

(3)研究会報告書(2002)公表後の制度的混乱

「研究会報告書(2002)」公表後、中小企業の会計基準の制度化は、わが国の会計職業団体(日本公認会計士協会および日本税理士会連合会)に委ねられたが、「研究会報告書(2002)」に対する対応は明確な相違が観られた(河崎[12]、17ページ)。日本税理士会連合会は、2002年12月「中小会計基準の設定について」を公表する一方、日本公認会計士協会は、2003年6月に「「中小会社の会計のあり方に関する研究報告』について」(会計制度委員会報告第8号)を公表した。日本公認会計士協会は「シングル・スタンダード論⁵⁷⁾」であるのに対し、日本税理士会連合会は「ダブル・スタンダード論⁵⁸⁾」であったため、中小企業会計の具体的な内容が定まらないまま、ある種の制度的混乱に陥ることとなった(河崎[12]、17ページ)。

⁵⁵⁾ 委員の構成は、官僚出身の委員が1名、大学教授などの委員が11名、各団体を代表する専門委員が13名、法務省(オブザーバー)が2名、中小企業庁が6名の計33名であった(2002年6月現在)。

⁵⁶⁾ 研究会の委員の一人であった坂本は、当時の中小企業会計の認識について、多くの委員が誤解していたことを指摘している(坂本[24]、528ページ参照)。研究会の座長であった小川([6]、3ページ)は「専門分野を異にする専門家中の専門家の間で行われる白熱した議論。」と記している。また、飯塚([1]、322ページ)は、「百家争鳴となった第1回目の研究会。」と表現している。

^{57) 「}シングル・スタンダード論」とは中小企業に固有の会計基準を容認しない立場をいい、「ダブル・スタンダード論」とは中小企業に固有の会計基準を容認する立場をいう(河崎[12]、17ページ)。

⁵⁸⁾ 前掲57) 参照。

3. 中小企業の会計に関する指針の公表と中小企業会計制度の見直し

このような状況を打開するため、金融庁の指導の下で、企業会計基準委員会、日本商工会議所、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会の4団体が合意し、「『中小企業の会計』の統合に向けた検討委員会」が組織された。そして、2005年8月3日に「中小企業の会計に関する指針」(以下「中小指針」という。)が公表され、同時に制度的混乱の原因となっていた日本税理士会連合会「中小会計基準の設定について」および日本公認会計士協会「『中小会社の会計のあり方に関する研究報告』について「は廃止された。

「中小指針」⁵⁹⁾ は、「中小企業が、計算書類を作成するに当たり、依ることが適当な会計処理や注記等を示すものであること」、「会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たり、依ることが適当な会計のあり方を示すものであること」の2つを目的としているが、いずれも法的な強制力を伴うものではない。

「中小指針」の内容は、「わが国の『大企業(公開企業)向け会計基準』を簡素化して要約したものであるといってよい(河崎[12]、20ページ)。」とされ、「企業会計原則」、企業会計基準および会計制度委員会報告などがその基礎となっていた。また、「中小指針」は、「シングル・スタンダード論」に立脚して策定された会計基準という性格を帯びたものであり、企業会計基準の改正に合わせる形でその内容が毎年改正されている。「中小指針」の内容(大企業向け会計基準の簡素化)から、「中小指針」を採用する中小企業は限定されていた⁶⁰⁾。それとともに中小企業会計へのIFRSの影響に対する懸念⁶¹⁾から、2010年2月に、中小企業庁は「中小企業の会計に関する研究会」(以下「第2次研究会」という。)を再

^{59)「}中小指針」の適用対象は、会社法上の株式会社のうち以下を除く株式会社としている。

①金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社および関連会社

②会計監査人を設置する会社(任意で会計監査人を設置する株式会社)およびその子会社 60)中小企業庁の「中小会計の会計に関する実態調査」(2010)によれば完全に準拠している 企業は15.9%に過ぎなかった。また、「中小指針」に対して70%以上の企業が不満を示し ていた。

⁽https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2010/download/101109KE-1.pdf) 2020年10月17日アクセス。

⁶¹⁾²⁰⁰⁹年6月30日企業会審議会は「わが国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」を公表して、IFRSへのコンバージェンスの継続と加速化を提言した。その際、2015年から、中小企業を含めてすべての企業にIFRSが導入される、という情報が流れる状況であった(飯塚([1])、328ページ)。

開し、同2010年3月に企業会計基準委員会は「非上場会社の会計基準に関する 懇親会」を設置した。両者の議論のなかで、「有価証券の従来の分類基準と時価 評価を適用すべきか」、「棚卸資産の減損処理を行うべきか」、「税効果会計を原 則的な適用にすべきか」の3つの項目が問題となったが、これらの問題を解決 するには、「中小企業のために新しい会計ルールを策定すべきである」という結 論に至った(河崎[12]、22ページ)。

4. 中小企業の会計に関する基本要領

中小企業庁が2010年9月に公表した「中間報告書」では、新しい会計ルールの 策定にあたり、4つの基本方針と5つの留意事項が示された(**図表2**)。これら の内容は、「研究会報告書(2002) |の理論的骨格を引き継ぐものある。

図表2 4つの基本方針と5つの留意事項

基本方針	留意事項
(1)「中小企業の会計慣行の整理」:	①「会社法上の適法性」:新しい会
中小企業の会計実務の中で慣習	計ルールに適切に準拠している
として行われている会計処理のう	場合には、当該会計処理は会社
ち、会社法の「一般に公正妥当と	法上適法であると事実上推定が
認められる企業会計の慣行とい	及ぶものであること
えるものを整理すること(具体的に	
100010000000000000000000000000000000000	©
は、法人税法や企業会計原則に	な移行」:企業会計基準や中小
基づく会計処理が中心となる。)	指針へのスムーズな移行に留意
(2)「実態に応じた幅のある会計基	すべきであること
準」:新しい会計ルールが、企業	③「経理体制・会計慣行・法人税法
の実態に応じた会計処理を選択	への配慮」:「中小企業の経理体
できる幅のあるものであること(企	制」、「実務における会計慣行」お
業会計基準や中小指針の適用も	よび「法人税法で定める処理との
当然に認められる。)	親和性」に配慮し、これらを適切
(3)「経営者の理解を促進する簡潔か	な会計処理として認めるべきであ
つ平易な表現」: 中小企業の経営	ること
者が理解できるよう、できる限り	④「改正の頻度」: 改定作業は数年
専門用語や難関な書きぶりを避	に1回とし、安定的なものとすべき
け、簡潔かつ平易で分かりやすく	であること
かかれたものであること	⑤「企業会計基準との関係」: 企業
(4) 「記帳の表現」: 記帳についても、	会計基準とは、一線を画して、取
重要な構成要素として取り入れた	りまとめや改訂作業を行うべきで
ものとすること	あること

(出所:河崎[12]、23ページ)

2011年2月に設置された「中小企業の会計に関する検討会」は、4つの基本方針および5つの留意事項を尊重して検討し、2012年2月に「中小企業の会計に関する基本要領」(以下「中小会計要領」という。)として公表した。「中小会計要

領」 $^{62)}$ は、「総論 1. 目的」として「成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものである。」を掲げ、次の 4つの基本的考え方に立って策定されている $^{63)}$ 。

- ①自社の経営状況の把握に役立つ会計
- ②利害関係者への情報提供に資する会計
- ③税制と調和し会社計算規則に準拠した会計
- ④過重な負担を課さない会計

「企業属性が異なれば、そこで営まれる会計慣行も異なり、会計慣行が異なれば、会計基準も異なる(河崎[12]、42ページ)。」とする認識のもとで作成された「研究会報告書2002)」の内容が、「中小会計要領」の「総論1.目的」で再確認されている。

そして、「総論 8. 記帳の重要性」は、「本要領の利用にあたっては、適切な記帳が前提とされている。経営者が自社の経営状況を把握するために記帳が重要である。記帳は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って行い、適時に、整然且つ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿を作成しなければならない」を掲げ、中小企業の経営においては、帳簿が重要であることを示している。河崎([12]、88ページ)は、「中小会計要領では、正規の簿記の原則を『記帳の重要性』として、『総論 8』で単独の要請として謳い、真実性の原則を含む他一般原則を『総論 9』で規定することにより、それらの諸原則よりも上位の概念(原則)として位置付けている。」と、「企業会計原則」の一般原則第 2 原則の「正規の簿記の原則」と比較して、「中小会計要領」は、簿記を重視している、と説明している。会計処理や注記等が示されている「中小会計要領」において帳簿の重要性を記載し簿記を重視している内容は、特筆すべき点である。

また、「中小会計要領」は中小企業の会計慣行をルール化したものであり、問題とされていた3つの項目(有価証券、棚卸資産、税効果会計)は、取得原価主

^{62)「}中小会計要領」の利用は、以下を除く株式会社を想定している。

[・]金融商品取引法の規定の適用対象会社

会社法上の会計監査人設置会社

^{63)「}中小会計要領」は、「Ⅰ. 総論、Ⅱ. 各論、Ⅲ、様式集」で構成されている。

義を基礎とし、税法との親和を尊重することで、その解決が図られた(河崎[12]、 23ページ)。

「中小会計要領」は、同要領の中で明言はしていないが、品川([26]、63ページ)は、「ダブル・スタンダード的な考え方で中小企業会計のあり方を律しようとしたもので、画期的なことでもある。」と評価している。「中小会計要領」の適用対象となる株式会社(公認会計士または監査法人の監査義務のない会社)は約260万社にのほる(河崎[12]、10ページ)。2014年度の中小企業庁の調査⁶⁴⁾では、「中小会計要領」に完全準拠している中小企業は5割程度である。したがって、中小企業の5割が中小会計要領に準拠している決算書(計算書類)を作成し、他に「中小指針」を適用している企業がいるとした場合でも、残りの企業はいまだ中小会計の基準に従って決算書(計算書類)が作成されていないことになる。

また、社会への普及には企業側への啓蒙がまず必要であるが、「中小会計要領」に対する企業側(経営者)の認識は1割程度しかない⁶⁵⁾。「中小企業の経営者が理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計」が「中小会計要領」の基本的考え方(目的)であり、強みであることからも全ての中小企業(経営者)が「中小会計要領」を理解し、活用することを目指すことが最も重要であるとの結論を得た。

Ⅵ おわりに

わが国の近代会計制度は、明治時代の初期、複式簿記が西洋式簿記として導入されてから始まったとされ、1873年は西洋式簿記普及の技術書とともに近代 国家を目指す精神論が綴られた「帳合之法」をはじめとする書が出版された重要 な年である。

複式簿記は、簿記指導員等により積極的に導入を促進した大手の新規事業に は普及していくが、記数法の違いや個人事業者を含む中小企業には従来からの 帳合があり、普及はしていない。この状況は、税制の改正等で法人成りをする

⁶⁴⁾ 中小企業5,000社、税理士、税理士法人4,500社、金融機関500行をサンプルにして行っている「平成26年度中小企業における会社に実態調査について(中小会計要領の普及状況)」(中小企業庁「39]、参照)。

⁶⁵⁾ 前掲64) 参照。

個人事業者が増加し、中小企業簿記運動によって普及活動をしていくなかにおいても変わることはなく、戦前までその体制は維持された。

戦後においてわが国の経済を再建するため、証券投資の民主化等をする必要があり、1949年7月「企業会計原則」、「財務諸表準則」が公表され、大企業の企業の会計処理および財務諸表等の統一を図った。また、青色申告制度が創設し、自ら適正な帳簿を作成するため、当時はまだ複式簿記をはじめとする記帳がされていない中小企業に対してわが国で初めての中小企業の会計を対象とした「中小企業簿記要領」、「中小会社経営簿記要領」が公表された。もっとも、証券取引法を根拠法とする「企業会計原則」に対して、根拠法がない「中小企業簿記要領」および「中小会社経営簿記要領」は普及することなく、中小企業の会計実務は、確定決算主義を採用する法人税法に規定に基づいて会計処理が行われ、決算書類が作成されていた。

その後、IFRSの導入問題などを背景として、2002年3月、わが国ではじめての中小企業の会計に関する公式の審議が行われた。その審議をまとめた「研究会報告書(2002)」は画期的な内容であったが、制度的混乱を招いた結果、2005年8月に「中小指針」が公表された。大企業が適用する会計の簡易版であった「中小指針」を適用できる中小企業は限られ、IFRSの導入問題が再び議論となったことから、再度、中小企業の会計基準を見直すことになった。このような経緯を経て作成された「中小会計要領」は、「研究会報告書(2002)」の理論的骨格を引継ぎ、帳簿の重要性および中小企業の属性を尊重している。

しかしながら、「中小会計要領」の普及は、対象会社(約260万社)の内、約50%に留まっているのが現状である。そして、企業(経営者)側の「中小会計要領」の理解も低く、現状において社会に普及しているとは言い難い。したがって、対象となる全ての中小企業が「中小会計要領」もしくは「中小指針」を適用すると同時に、適用企業の経営者全員が理解・活用することを目指すべきである、というのが本稿における結論である。

《参考文献》

[1]飯塚真玄/河崎照之編(2020)「かくして『中小会計要領』は誕生した-日本商工会議所の 決断により、確定決算主義は堅持された-」『会計研究の挑戦-理論と制度における『知』 の融合-』、中央経済社。

- [2]池田敬八(1921)『得能良介君傳』、印刷局。
- [3]内田常雄(1949)「企業會計に關する『安本準則』公表の意義」『産業経理』第9巻、第8号。
- [4]海老原済/梅浦精一訳(1873)『銀行簿記精法』、大蔵省。
- [5]太田哲三(1968)『近代会計側面誌 会計学の60年 』、中央経済社。
- [6]小川英司/武田隆二編(2003)「推薦の言葉」『中小会社の会計』、中央経済社
- [7]小川晃司/小森清久(2020)「確定決算主義の本質とその重要性」『経営情報科学』第14巻、 第2号。
- [8]小倉榮一郎/小島男佐夫編(1979)「わが国固有の簿記会計法」『体系近代会計学VI会計史 および会計学史』、中央経済社。
- [9]會計余録(1950)「青色申告制と中小企業簿記運動の展開」『會計』第57巻、第2号。
- [10]片野一郎(1974)「日本財務諸表制度の展開-明治初年より第2次世界大戦前にいたる路標-|『會計|第105号、第3巻。
- [11]加藤斌訳(1873)『商家必用』、新民社蔵版。
- [12]河﨑照之(2016)『最新中小企業会計論』、中央経済社。
- [13]河野正男(1986)「商工省臨時産業合理局財務管理委員会『財務諸表準則』について(1)」 『横浜経営研究』第IV巻、第4号。
- [14]北川伸介/武田隆二編(2003)「中小企業の会計を巡る現状」『中小会社の会計』、中央経済社。
- [15] 黒澤清(1938)「製造原價計算準則解説」『會計』第43巻、第4号。
- [16]黒澤清(1949)「會計原則の意味するもの」『産業経理』第9巻、第8号。
- [17]黒澤清 (1973) 「日本の会計回顧録〈4〉日本会計学のあゆみ その4 」『企業会計』第25 巻、第5号。
- [18] 黒澤清(1974)「わが国制度会計100年のあゆみ」『會計』第105巻、第3号。
- [19]黒澤清 (1976) 「日本の会計回顧録〈15〉日本会計学のあゆみ その18 」『企業会計』第28 巻、第1号。
- 「20] 黒澤清(1980a)「史料:日本の会計制度(13) | 『企業会計』第32巻、第1号。
- [21] 黒澤清(1980b)「史料:日本の会計制度(14)」『企業会計』第32巻、第2号。
- [22] 経済安定本部(1949)「企業會計制度對策調查會中間報告」『産業経理』第9巻、第7号。
- [23]経済安定本部/企業会計基準審議会/太田哲三監修(1953)「中小企業簿記要領」『携帯用会計六法』、中央経済社。
- 「24]坂本孝司(2011)『会計制度の解明-ドイツとの比較による日本のグランドデザイン-』、

中央経済社。

- [25] 坂本孝司(2019)『税理士の未来-新たなプロフッショナルの条件-』、中央経済社。
- [26]品川芳宣/河﨑照之編/万代勝信編(2012)「税法からみた中小企業の会計」『詳解 中小企業の会計要領』、中央経済社。
- [27]司法省編(1932)『日本商事慣例類集』、白東社。
- [28]資本市場研究会(2019)『日本の資本市場年表』、資本市場研究会。
- [29] 商工省合理局財務管理委員会(1934) 「財務諸表準則 | 『會計』第35巻、第4号。
- [30]末永國紀(2000)『近江商人 現代を生き抜くビジネスの指針 』、中公新書。
- [31]千田康匡(2018)「わが国の株式会社誕生と上場の道のり-上場会社ゼロで開業した東京株式取引所-|『資本市場』第395号。
- [32]高橋誠/大森とく子/大蔵省財政資料室編(1977)「第4巻」『昭和財政史 昭和から終戦まで』、東洋経済新報社。
- [33]武田隆二編(2003)『中小会社の会計』、中央経済社。
- [34]田中孝治(2014)『江戸時代帳合法成立史の研究』、森山書店。
- [35]中小企業庁/国税庁編(1953)「中小会社経営簿記要領」『企業会計関係規則集』、大蔵財務協会。
- [36]中小企業の会計に関する研究会(2002)『中小企業の会計に関する研究会報告書』、経済産業省中小企業庁。
- [37]中小企業の会計に関する研究会(2010)『中小企業の会計に関する研究会 中間報告』、中 小企業庁。
- [38]中小企業の会計に関する検討会(2012)『中小企業の会計に関する基本要領』、中小企業の会計に関する検討会。
- [39]中小企業庁(2015)『平成26年度中小企業における会計の実態調査について(中小会計要領の普及状況)』、中小企業庁。
- [40]東京統計協会(1928)『日本帝国統計全書』、東京統計協会。
- [41] 富田正文編(1941) 『福澤諭吉 学問のすすめ』、日本評論社。
- [42] 友岡賛(2018)『日本会計史』、慶應義塾大学出版社。
- [43]中川秋穂(1942)「企畫院財務諸表準則の性格 商工省臨時産業合理局準則との比較 」 『會計』第50巻、第5号。

- [45]成川正晃/飛田努 (2016)「中小企業を対象とする会計制度。実務指針への提言 歴史的 経緯と中小企業庁担当官へのインタビュー調査をもとに – 」『中小企業会計研究』第2号。
- [46]西川孝治郎(1940)「忘れられたる『商家必用』に就いて」『會計』第47巻、第3号。
- [47]西川孝治郎(1955)「日本における西洋簿記の普及と記数法|『會計』第67巻、第5号。
- [48]西川孝治郎(1971)「わが国会計史研究について」『會計』第100巻、第7号。
- [49]西川孝治郎(1972) [造幣簿記之法 | 『會計』第101巻、第6号。
- [50]西川孝治郎(1974)「日本簿記史上の明治6年の意義」『會計』第105巻、第3号。
- [51] 西川孝治郎(1982) 『文献解題 日本簿記学生成史』雄松堂。
- [52]日本公認会計士協会(2003)「監査・会計 会計制度委員会研究報告第8号 中小会社の会計のあり方に関する研究報告(抜粋) | 『HCPA』第15巻、第7号。
- [53]日本税理士会連合会編(2003)「中小会計基準の設定について」『税務経理ハンドブック平成15年度版』、中央経済社。
- [54]日本税理士会連合会/日本公認会計士協会/日本商工会議所/企業会計基準委員会 (2005)『中小企業の会計に関する指針』、日本税理士会連合会/日本公認会計士協会/日本商工会議所/企業会計基準委員会。
- [55]日本商工会議所(1934)「中小廳業標準簿記及中小工業標準原價計算法の懸賞募集について」第34巻、第2号。
- [56] 原朗(1984) 「企画院 | 『国史大辞典 4』、吉川弘文館。
- [57] 久野秀男 (1989) 「先駆的株式会社の会計実務の先進性とその退行現象」 『学習院大学 経済論集』第26巻、第1号。
- [58]深見泰孝(2018) 『図説 日本の証券市場 2018年版』、日本証券経済研究所。
- [59]福澤諭吉訳(1873)『帳合之法』、慶應義塾出版局。
- [60]福澤諭吉(1897)『福澤全集緒言』、時事新報社。
- [61]藤巻治吉(1953)『中小会社経営 簿記要領と解説』、税務経理協会。
- [62]三代川正秀(2004)「江戸の帳合と正規の簿記の原則」『経営経理研究』第71号。
- [63]三代川正秀(2014)「帳合の生成とその終焉」『経営論集』第61巻、第1号。
- [64] 茂木虎雄(1968) 「会計史学の生成と発展 1 」『立教経済学研究』第22巻、第1号。
- [65] 諸井勝之助(2007)「わが国原価計算制度の変遷(前編)」『LEC大学院紀要』第3巻。
- [66]諸井勝之助(2009)「わが国原価計算制度の変遷(後編)|『LEC大学院紀要』第6巻。
- [67] 吉田凖三(1998) 『日本の会社制度発達史の研究』、流通大学出版会。